

◎新潟県告示第877号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成25年7月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護 介護予防訪問介護	みどりケアセンター	新潟県五泉市村松甲 5600 番地 1	特定非営利活動法人 心つくし会	平成 25 年 7 月 1 日
訪問介護 介護予防訪問介護	ニチイケアセンター柿 崎	新潟県上越市柿崎区 馬正面 1159-41 ヨシ クラビル 2 階 B 号室	株式会社ニチイ学館	平成 25 年 7 月 1 日
通所介護 介護予防通所介護	まちトレ南魚沼	新潟県南魚沼市六日 町 801 番地 9	株式会社アルプスビ ジネスクリエーション	平成 25 年 7 月 1 日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生 活介護	ショートステイあけぼ の	新潟県五泉市村松 98 番地 1	社会福祉法人茨塚福 社会	平成 25 年 7 月 1 日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生 活介護	ショートステイあさひ	新潟県上越市日之出 町 12 番地 1	株式会社 S B F コー ポレーション	平成 25 年 7 月 1 日